

東北学生陸上競技連盟規約

記載内容

第1章 総則 第10章 表彰

第2章 組織 第11章 罰則

第3章 加盟校の資格及び義務 第12章 規約の改正

第4章 学生競技者 第13章 付則

第5章 役員 登録に関する規定

第6章 会議 学生公認審判に関する規定

第7章 競技会 会計に関する規定

第8章 記録 栄章に関する規定

第9章 会計 慶弔に関する内規

東北学生陸上競技連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、東北学生陸上競技連盟(The Inter-collegiate Athletic League of Tohoku)
と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、宮城県仙台市宮城野区小田原1丁目5番37号1階に置
く。

(目的)

第3条 本連盟は、学生自治の下に学生競技精神に則り、陸上競技の普及発展を図る
と共に、加盟校相互の親睦を深めることを目的とする。

(上部組織の形成)

第4条 本連盟は、他地区学生陸上競技連盟と共に社団法人日本学生陸上競技連合(以
下「連合」という)を組織する。

(事業)

第5条 本連盟は、前記第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 東北学生陸上競技対校選手権大会の開催
- 2) 東北学生陸上競技選手権大会の開催

- 3) 北日本学生陸上競技対校選手権大会の開催
- 4) 東北学生駅伝対校選手権大会の開催
- 5) 全日本大学駅伝、全日本大学女子駅伝代表選考競技会の開催
- 6) 東北学生競技会の開催
- 7) 東北学生審判講習会の開催
- 8) その他、第3条の目的に適う一切の事業

第2章 組織

第6条 本連盟は、青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県に所在する大学・短期大学・及び高等専門学校（第4、5学年）の加盟をもって組織する。

第3章 加盟校の資格及び義務

（加盟の資格）

第7条 本連盟に加盟できる学校（以下「加盟校」という）の資格は、上記第6条に適し、学校教育法・同法施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、及び高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校（第4、5学年）とする。但し、特別の理由で代表委員会において認められ、かつ連合の代表委員総会で承認されたものはこの限りではない。

（加盟の手続き）

第 8 条

- 1) 加盟校は、本連盟が指定する期日までに当該年度の団体加盟手続き、個人継続登録、個人新規登録及び個人追加登録を行わなければならない。
- 2) 本連盟に新たに加盟しようとする学校は、定時または臨時代表委員総会で認められなければならない。
- 3) 本連盟への加盟は、原則として各学校から1 団体とする。
- 4) 加盟校は、本連盟と類似の団体を組織することはできない。

(加盟校の義務)

第 9 条 加盟校は、本連盟に加盟するに際して本連盟の規約及び連合定款を履行しなければならない。

第 10 条 加盟校は、本連盟が指定する期日までに当該年度の加盟団体で加盟手続き、個人継続登録、個人新規登録及び個人追加登録を行わなければならない。

第 11 条 加盟校は、次の事項を報告、提出しなければならない。

- 1) 当該年度の役員名、学校所在地
- 2) 対校戦、記録会などの年間予定表
- 3) 本連盟以外の主催する大会の記録 (当該大会終了後、1 カ月以内)
- 4) 住所、氏名等本連盟への登記事項の変更

第4章 学生競技者資格

第12条 本連盟の競技者とは、本連盟の加盟校の学生であつてかつ、第8条に定める手

続きを経た者で、陸上競技を愛好し、陸上競技を通じて心身を鍛練し、相互の

親睦等の目的のためにのみ陸上競技を行うものをいう。

(競技者資格)

第13条 本連盟の競技者は、次の要件を満たさなければならない。

1項 1) 本連盟加盟校の学生でなければならない。

2) 学生の範囲は、学校教育法第90条に定めた学生、及び第91条の専

攻科、別科の学生ならびに第102条の定めによる大学院の学生とする。

ただし、同第108条に定めた高等専門学校で、入学後3年

次を経たものを含む。

3) 前号の加盟校競技者は、その在籍期間中本連盟に登録することができ

る。

(競技者資格の消失)

第13条 2項 次の各号の該当する場合にその資格を失う。

1) 学生競技者精神に反する行為をした者。

2) アマチュア規定に反する行為をした者。

3) 学校教育法第69条の2、同87条、同119条の2の修業年限を超過し

た者。但し、短期大学、高等専門学校卒業後、大学の所定の学年に編入

したものは、この限りではない。

(未登録期間の扱い)

第14条 第13条の規定にかかわらず、休学したために未登録の年度があった場合、再

登録すればその期間だけ資格が認定できる。

(短期休学者の扱い)

第15条 同一年度において一度登録した後、休学した者については、復学すれば学生競

技者の資格を再有できる。

(1 カ年間の資格消失)

第16条 本連盟の競技者で、次の各項に該当する者は、その行為の発生より1年間、学

生競技者としての資格を失う。

1) 登録した加盟校の履修過程を終了しないで転学した者。

2) 6月1日以降に入学し、該当年度を経験しない者。

第5章 役員

(役員構成)

第17条 本連盟に、次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 顧問 若干名
- 4) ヘッドコーチ 1名
- 5) 支部運営委員 (仮) 6名 (各県1名ずつ)
- 6) 評議員 若干名
- 7) 監事 若干名
- 8) 強化委員長 1名
- 9) 強化委員 若干名
- 10) 総務委員長 1名
- 11) 総務委員 若干名

学生役員

- 1) 幹事長 1名
- 2) 秘書 1名
- 3) 会計 1名
- 4) 常任幹事 若干名
- 5) 幹事 若干名
- 6) 代表委員 加盟校より 1名

2、その他、必要に応じて役員を置く。

(役員を選任と職務)

第18条 全ての役員は、評議員会の議を経て代表委員会の決議により決定する。

第19条

1、会長は、評議員会が推挙する。

2、会長は、本連盟を代表する。

第20条

1、副会長は、評議員会が推挙する。

2、副会長は、会長を補佐し会長の事故ある時はこれを代行する。

第21条

1、顧問は、評議員会が推挙する。

2、顧問は、本連盟の諮問に応じる。

第22条

1、ヘッドコーチは、評議員会が推挙する。

2、ヘッドコーチは、学生競技者の競技力向上に関する業務を指導し、本連盟

の運営に対し助言を与える。

第23条

- 1、支部運営委員は、評議員会が推挙する。
- 2、支部運営委員は、評議員会を代表する。
- 3、支部運営委員は、青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県の代表として各県で行われる競技会、講習会等の実施に当たり、各県の加盟校および陸上競技協会との連携を図る。

第24条

- 1、評議員は、各大学陸上競技部長ないし監督または学生以外の代表者より会長が委嘱する。
- 2、評議員は、評議員会を構成し、本連盟の業務全般についての諮問に応じ学生役員に助言を与える。

第25条

- 1、監事は、評議員会が推薦する。
- 2、監事は、本連盟の業務及び財務を監査する。

第26条

- 1、強化委員長ならびに強化委員は、評議員会が推挙する。
- 2、強化委員長はヘッドコーチを兼務し強化委員会を代表する。

- 3、強化委員は、強化委員長の指示に従い、競技者の資質・競技力向上の指導・助言を与える。

第27条

- 1、総務委員長ならびに総務委員は、評議員会が推挙する。総務委員会は会長直轄とし、本連盟事業遂行の円滑化を図る。
- 2、総務委員長は総務委員を代表し、本連盟の庶務業務全般の運営に当たり学生役員を助言する。
- 3、総務委員は、総務委員長の指示に従い本連盟の庶務業務全般の運営に当たり学生役員に助言する。

第28条

- 1、幹事長は、前年度常任幹事会が推薦する。但し加盟校の学生競技者の中より、立候補者が出た場合には、代表委員総会において選挙を行い過半数でこれを決定する。
- 2、幹事長は、常任幹事会を代表し、本連盟の業務を総括する。

第29条 秘書、会計及び常任幹事は、前年度常任幹事会が推薦する。但し、加盟校の学生競技者の中より立候補者が出た場合には、代表委員総会において選挙を行い過半数でこれを決定する。

- 2、秘書は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のある時はこれを代行する。

3、会計は、会計業務を掌握する。

4、常任幹事は、幹事長、秘書、会計を補佐し、一般業務を取り行う。

第30条 幹事は、青森・岩手・秋田・山形・福島に所在する加盟校より（各県1名）

前年度常任幹事会が推薦する。但し、上記に所在する加盟校の学生競技者の中よ

り、立候補者が出た場合は、代表委員総会において選挙を行い過半数でこれを

決定する。

2、幹事は、常任幹事会に協力し、常任幹事会と加盟校との連絡を務める。

第31条 代表委員は、各加盟校より1名選出する。

2、代表委員は、代表委員総会を構成し、本連盟の重要事項について審議決定する。

（役員任期）

第32条

1、全ての役員は、12月の代表委員総会において決定し、会長がこれを委嘱する。

2、役員任期は、2カ年とし、学生役員、加盟校推薦評議員は1カ年とする。（4

月1日に始まり、3月31日に終わる。）但し再任は妨げない。

3、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第33条 学生役員は、選出後、本連盟の競技者資格を失った時は、その資格を失った

ものとする。

(役員の報酬)

第 3 4 条 役員は、本連盟業務に関して報酬をうけることはできない。

第 6 章 会および会議

(会議の種類)

第 3 5 条 本連盟に次の会議を置く。

- 1) 代表委員総会
- 2) 常任幹事会
- 3) 支部運営委員会
- 4) 評議員会
- 5) 強化委員会
- 6) 総務委員会

2、上記の他、会長の判断により、必要に応じて会を置き、会議を開くことができる

(代表委員総会)

第 3 6 条 代表委員総会は、本連盟最高議決機関とし、原則として毎年 5 月と 1 2 月に行

い、次の事項を付議するものとする。

- 1) 事業報告及び事業計画
- 2) 予算の決定と決算の承認
- 3) 役員の選任と決定

4) 規約・細則等の制定及び改廃

5) 新加盟校の承認

6) 栄章贈与者の決定

7) その他の事項

(臨時代表委員総会)

第 3 7 条 前条の規定にかかわらず、会長及び幹事長が必要と認めた時、及び代表委

員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的とする事項を示す文書による召集

の要求があった時、常任幹事会を経て幹事長がこれを召集することができる。

(代表委員総会の通知・成立・議決・議長)

第 3 8 条

1、代表委員総会の召集は、開催当日の 1 4 日前までに日時、場所、議題 (会

議の議事) を記載した通知状を代表委員に発送しなければならない。但し、

緊急の場合は、この限りではない。

2、代表委員総会は、代表委員の過半数 (委任状を含む) をもって成立する。

3、代表委員総会の議決は、出席代表委員の過半数をもって成立する。また可

否同数の場合は、議長の裁量に委ねる。

4、代表委員総会の議長は、代表委員総会で選出する。

※ 本連盟役員は、代表委員総会に出席し、それぞれの資格で意見を述べることができ

る。

(常任幹事会)

第 3 9 条 常任幹事会は、幹事長・秘書・会計・常任幹事で構成され、幹事長が必要と決めた時、これを召集する。これは、本連盟の業務執行機関である。

(評議員会)

第 4 0 条

- 1、評議員会は、会長及び常任幹事会が必要と認めたとき、会長がこれを召集する。
- 2、評議員会は、運営に関する事項の諮問機関である。
- 3、役員は、それぞれの資格で出席して意見を述べることができる。

(支部運営委員会)

第 4 1 条 本連盟の事業を円滑に運営するため支部運営委員会を開き次の事項を審議する。

- (1) 事業日程に関すること
- (2) 各支部開催事業に関すること
- (3) その他

(強化委員会)

第 4 2 条 競技者の育成と競技力の向上を図るため強化委員会を開き、次の事項を審議・決定する。

- (1) 競技力の向上に関する事
- (2) 本連盟代表選手・役員の選考に関する事
- (3) 本連盟競技者の強化事業の実施に関する事
- (4) 競技日程 (タイムテーブル) に関する事
- (5) その他
- (総務委員会)

第 4 3 条

- 1、会長及び総務委員長が必要と認めたとき、総務委員会を開く。
- 2、総務委員会の分掌は以下の通りとする。
 - (1) 文章の発送、收受、保管、廃棄に関する事
 - (2) 公印、連盟旗の管理に関する事
 - (3) 議事録の管理と保存に関する事
 - (4) 規約、諸規定に関する事
 - (5) 行事、式典等に関する事
 - (6) 連合派遣理事及び本連盟役員の選任、推戴に関する事
 - (7) 連合の栄章及び本連盟の顕彰に関する事
 - (8) その他

(会議への参加)

第 4 4 条

1、幹事長、秘書、会計は、本連盟の全ての会議の出席し会員の質問に答え、

必要に応じて意見を述べることができる。

2、会長、副会長、監事は、常任幹事会以外の会議に出席し、会員の質問に答

え必要に応じて意見を述べることもある。

(議事録)

第 4 5 条 全ての会議は、議事録を作成し、議長及び出席者代表 1 名の記名押印の上、

これを保管する。

第 7 章 競技会

(競技会の規則)

第 4 6 条 本連盟主催の競技会の規則は、財団法人日本陸上競技連盟競技規則を準用

する。

(東北学生陸上競技対校選手権大会)

第 4 7 条 原則として毎年 5 月に、宮城県にて開催する。

(全日本大学駅伝対校選手権大会、全日本大学女子駅伝対校選手権大会代表選考競技会)

第 4 8 条 原則として毎年 7 月に、宮城県にて開催する。

(北日本学生陸上競技対校選手権大会)

第 4 9 条 北海道・北信越の共催により、持ち回りで開催する。

(東北学生陸上競技選手権大会)

第 5 0 条 原則として、毎年 1 0 月に開催し、開催地は前年度評議員会で立案し、代表
委員総会で決定する。

(加盟大学主催競技会)

第 5 1 条 各大学が、主催する公式記録会等の開催については、開催する陸協の運営協力
及び後援をとることが望ましい。

第 8 章 記 録

(記録の公認)

第 5 2 条 本連盟は、次の記録を認定する。

- 1) 本連盟の主催する競技会の記録
- 2) 連合の主催する競技会の記録
- 3) 加盟校の主催する競技会の記録
- 4) その他、本連盟に関係ある競技会の記録

(記録の整理、保存)

第53条

- 1、本連盟は毎年、東北学生陸上競技20傑(女子は10傑)を作成する。
- 2、上記作成を含めて、前条の記録を整理、保存する。
- 3、東北学生陸上競技20傑(女子は10傑)作成のために、各加盟校は各学生競

技者の当該年度公認記録を本連盟所定の要領で通知しなければならない。

第54条 大会終了後、約3週間以内に該当陸協へ成績一覧とプログラム(記入したもの)

を送付する。

第9章 会計

(資産の構成)

第55条 本連盟の経費は、次のもので支弁する。

- 1) 登録料
- 2) 関係機関及び団体より受ける補助金
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第56条

- 1、本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2、会計に関する規定は、別に定める。

第10章 表彰

(表彰の対象、選考等)

第57条

- 1、本連盟は、模範的な競技者、チーム、又、本連盟に功績のあった者を表彰することができる。
- 2、受賞者は、代表委員総会において決定する。
- 3、細則規定は、別に定める。

第11章 罰則

(罰則)

第58条

- 1、本連盟の規約ならびに申し合わせ事項に違反した加盟校及び競技者は、必要とあれば罰則を受ける。
- 2、前条の場合は、役員の討議、審議を経て対処される。
- 3、代表委員総会の裁定は、最後のものとする。

第12章 規約の改正

(規約の改正)

- 第59条 本規約の条項改正・補修は、代表委員総会で総議決権数の3分の2以上の同意を必要とする。

第 13 章 付 則

(細 則)

第 60 条 本規約の施行について必要事項に関する細則は別に定める。

(重要書類及び帳簿の備付等)

第 61 条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。

(1) 規約

(2) 加盟校名簿及び登録者名簿

(3) 役員名簿

(4) 財産目録

(5) 会計に関する帳簿

(6) 代表委員総会、評議員会、その他の会議の議事録

(7) 本連盟主催競技会のプログラムおよび競技会成績、その他必要な

競技会記録

(8) 東北学生陸上競技連盟便覧

(9) その他、必要な書類及び帳簿

2、前項の書類及び帳簿の保存期間は、(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)

については原則として永久保存とし、その他は 10 年間とする。

第62条 本規約は、平成23年4月1日より施行する。

昭和62年10月17日 制定

平成4年12月12日 一部改正

平成11年2月20日 一部改正

平成13年2月15日 一部改正

平成17年12月5日 全面改正

平成22年5月16日 一部改正

登録に関する規定

(登録有効期間)

第1条 登録の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(登録手続き)

第2条 本連盟に登録を希望する競技者は、学校ごとに所定の登録用紙に必要事項を

記入し、所定の登録料と共に本連盟の指定する日時までに登録を完了しなけ

ればならない。

第3条 登録用紙は4部作成し、1部は本連盟に、2部は連合に(内1部は、連合よ

り日本陸連に)、残り1部は加盟校に保管する。

第4条 登録回数は、1年につき1回とする。

第5条 個人登録は、次の通りである。

- 1) 継続登録 すでに前年度登録しており、引き続き登録する者。
- 2) 新規登録 初めて本連盟に登録する者。
- 3) 追加登録 継続・新規、いずれにも登録せず、シーズンに入ってから登録する者。

第6条 加盟校競技者は、出身高等学校所在地の都道府県、大学所在地の都道府県（大学所在地が複数都道府県にまたがる場合は競技者の在学している学部・学科のある都道府県）または、現在地都道府県のうち、いずれか1つの陸連加盟団体の都道府県名を登記陸協の欄に記入しなければならない。

第7条 学生競技者の日本陸上競技連盟(以下「陸連」)への登録は、本連盟の登録番号・社団法人日本学生陸上競技連合登録証をもって陸連加盟団体競技者カードとする。各都道府県 陸上競技協会（以下「地区陸協」）にも同じ。

第8条 本連盟の登録を済ませることにより、陸協、及び陸連への登記登録の手続きは終了する。

学生公認審判に関する規定

(資格)

第1条 社団法人日本学生陸上競技連合公認審判員は、現在本連盟の登録者でなければならない。

(取得方法)

第 2 条 第 1 条の資格を有するものは、本連盟主催の審判講習会、又は陸連加盟団体が協賛あるいは、後援する審判講習会を修了した者でなければならない。

(陸連より認可)

第 3 条 第 2 条の本連盟主催の審判講習会を修了した者は、連合の推薦に基づき陸連審判部での審査の上、陸連 B 級公認審判員になることができる。

(義務)

第 4 条

- 1、本学連の学生公認審判員は、本連盟主催の競技会に本連盟より委嘱された時は、積極的に出席し、その任務にあたらなければならない。
- 2、審判にあたる際は、陸連が認める公認審判員バッジ、及びマークをつける。

(資格の消失)

第 5 条 審判を委嘱したにもかかわらず 1 年以上もの間、特別の理由なしに、その任務にあたらなときは、自動的にその資格を失う。

役員選出に関する内規

(会長、副会長)

第 1 条

- 1、会長、副会長の選出は評議員会、代表委員総会に先立って会長 1 名・副会長

2名を選考小委員会で推薦する。選考小委員会は前会長、副会長、ヘッドコ
ーチ、監事、旧評議員2名と学生3役で構成する。

(顧問)

第2条 顧問は、歴代会長、副会長、並びに学職経験者より会長が推薦する。

専門委員会運営規則

第1条 本連盟に次に掲げるとおり専門委員会を置く。

専門委員会名称 所掌事項

総務委員会 本連盟の事業遂行の庶務に関すること

強化委員会 競技者の育成と競技力向上に関すること

支部運営委員会 各県で実施される競技会・講習会に関すること

第2条 この規則は、本連盟規約第6章の規定に基づいて各専門委員会の運営について定
めるものとする。

第3条 各専門委員会の所掌事項は本連盟規約第6章の定めた表のとおりとし、評議委員
会、代表委員総会の諮問に応ずる。

第4条

- 1、各委員会に委員長1名、委員若干名をおく。
- 2、必要に応じ副委員長をおくことができる。
- 3、委員長および委員は、評議員会が推挙する。

第5条 各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 委員会の会議は必要に応じ委員長が召集、議長となり、核所掌に関する専門的事項を審議する。

第7条 委員会が必要と定めたとき、会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第8条 この規則は、評議員会の議決により変更することができる。

慶弔に関する内規

本連盟は慶弔に関して下記の基準を基に会長・副会長等で協議の上、それぞれ祝意あるいは弔意を表すものとする。

第1条 次の場合は、祝賀の会を催し、記念品を贈呈する。

- 1) 日本学生陸上競技連合より功労賞を受賞したとき
- 2) 日本学生陸上競技連合より勲功章を受賞したとき
- 3) その他

第2条 次の役職にある本人及び実父母、配偶者が他界したときは、下表○印の範囲で弔意を表す。

※この内規は平成20年4月1日より施行する。

※前・元役職についても上記表にて適用するものとする。

香典生花・花輪弔電香典生花・花輪弔電

顧問 ○ ○ ○ ○

会長 ○ ○ ○ ○ ○ ○

副会長 ○ ○ ○ ○ ○ ○

各委員長 ○ ○ ○ ○ ○

評議員 ○ ○

監事 ○ ○

役職名

本人死亡のとき実父母・配偶者死亡のとき

会計に関する規定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は、本連盟の会計業務について定める。

第 2 条 本連盟の会計は、別表の科目によって行うものとする。

第 3 条 本連盟の会計に関しては、別に定める帳簿を備え、整然かつ明瞭に記録しなければならない。

第 4 条 本連盟の会計に関しては、金銭出納は会計が掌り、収入・支出に関しては全て幹事長の承認を必要とする。

第 5 条 予算及び決算は、幹事長・会計が作成した文書によって代表委員総会の承認を必要とする。

第6条 会計業務の全てにおいて監事の監査を必要とする。

第2章 予算

第7条 本連盟の会計年度における一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出

として、歳入・歳出はこれを予算に算入しなければならない。

第8条 本連盟会計については、翌年度予算案を年度開始10日前までに作成しなけれ

ばならない。

第9条 前条により配布された予算は、その範囲内で執行すると共に予算に定めた目

的以外に使用してはならない。

第3章 金銭会計

第10条 当該会計年度に属する出納は、翌年の4月末日までに完結するものとする。

第11条 全ての収入は、入金に関する領収書を作成しなければならない。

第12条 全ての支出は、その請求書及び関係書類を添付しなければならない。又その

領収書を保存しなければならない。

第13条

1、本連盟の預金口座を設ける銀行は、会長の承認をうけて幹事長が指定する

ものとする。

2、また、名義人は、会長とする。

第4章 決算

第14条 本連盟の収支決算書及び次の調書は、毎年会計年度終了1ヵ月以内に作成しなければならない。

1) 収支決算書

2) 事業報告書

第5章 資産

第15条 本連盟の資産は、会長がこれを保管する。

第6章 引継

第16条 会計が交代するときは、前任者は4月5日までに預金・現金・部品資産を後任者に引き継がなければならない。

第17条 前条の引継ぎは、監事立ち合いの上で、帳簿・現金・預金等を照合して行う。

第7章 雑則

第18条 この規定を実施するための必要事項については、常任幹事会が立案し評議員会に諮問する。

栄章に関する規定

第1条 本連盟規約第35条6項の規定に基づいて功労賞・新記録樹立者に対してそれぞれの栄章をおくり、その名誉を表彰するためにこの規定を設ける。

第2条 栄章に対する選考は、代表委員総会で行われる。

第3条 本連盟の授与する栄章は、次の3種類とする。

- 1) 功労賞
- 2) 勲功章
- 3) 新記録章

第4条 栄章の贈与区分を次の通り定める。

- 1、功労賞は、本連盟に関して功労のあった者に贈与される。
- 2、勲功章は、本連盟に関して勲功のあった者、及びチームに贈与される。
 - (イ) 天皇賜杯日本学生陸上競技対校選手権大会で、8位以内に入賞した者(又はチーム)
 - (ロ) 日本学生陸上競技個人選手権大会で、8位以内に入賞した者
 - (ハ) 全日本大学駅伝対校選手権大会、全日本大学女子駅伝対校選手権大会で、8位以内に入賞したチーム
 - (ニ) 日本学生マラソン選手権大会において8位以内に入賞した者。
- 3、東北学生新記録章は、年度末までに東北学生新記録を樹立した者(又はチーム)に対し贈与される。

第5条 栄章の贈与は、東北学生陸上競技対校選手権大会のときこれを行う。

(備考) 東北学生新記録章の対象

男子 (29 種目)

100m 200m 400m 800m 1500m 5000m 10000m 110mH 400mH 3000mSC

4×100m 4×400m 100m+200m+300m+400m 10000mW 20000mW

走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投 十種競技

[道路] 20km 30km ハーフマラソン マラソン 20kmW

女子 (26 種目)

100m 200m 400m 800m 1500m 3000m 5000m 10000m 100mH 400mH

4×100m 4×400m 100m+200m+300m+400m 5000mW 10000mW

走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投 七種競技

[道路] ハーフマラソン マラソン 5kmW 10kmW 20kmW

付記 以上の章、条にないものは、評議員会及び代表委員総会において決定する。__